

◎防衛省の職員の給与等に関する法律

の一部を改正する法律

(平成二十六年十一月二十八日法律第一三五号)

一、提案理由 (平成二十六年十一月六日・衆議院安全保障委員会)

○江渡国務大臣 ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省職員の給与について、平成二十六年の官民較差に基づく改定及び平成二十七年の給与制度の総合的見直しを実施するため、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、平成二十六年の官民較差に基づく改定といたしまして、一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額について若年層を中心に引き上げるとともに、防衛大学

校及び防衛医科大学校の学生に係る学生手当及び期末手当等について引き上げることとしております。

第二に、平成二十七年の給与制度の総合的見直しによる改定といたしまして、民間賃金水準の低い地域の官民較差解消のため俸給月額を引き下げる一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額を改定すること等としております。

このほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給月額の改定、平成二十六年における勤勉手当の支給割合の引き上げ、平成二十七年以後における地域手当等の改定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告

(平成二十六年十一月一日)

○北村誠吾君 ただいま議題となりました法律案につきまして

て、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、平成二十六年度の給与改定及び給与制度の総合的見直しを内容とする人事院勧告を受けた一般職国家公務員の給与改定に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するなど所要の措置を講じようとするものでございます。

本案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月六日江渡防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌七日に質疑を行い、討論の後、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告

(平成二六年十一月二日)

○片山さつき君 ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の給与について、平成二十六年度の官民較差に基づく改定及び平成二十七年度の給与制度の総合的見直しを実施するため、所

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中堅以上の自衛官の処遇の在り方、任務内容を踏まえた自衛官の手当査定の必要性、若年層の俸給水準引上げの理由と自衛官募集に及ぼす効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで、質疑終局の動議が提出され、本動議は全会一致をもって可決されました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。